

豊中市伊丹市クリーンランド内部評価委員会 設置要綱

(目的)

第1条 豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）は、一般廃棄物処理基本計画の進行管理及びごみ焼却施設、豊中伊丹スリーR・センターにおける内部モニタリングの結果について評価を行い、適切な業務の管理及び継続的な改善を図ることを目的に、豊中市伊丹市クリーンランド内部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画の進行管理に関すること。
- (2) 内部モニタリングの評価に関すること。
- (3) 内部モニタリングの改善に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に定める者とする。

- 2 委員長は、クリーンランド事務局長とする。委員長は委員会を統括する。
- 3 副委員長は、クリーンランド事務局次長（事務担当）とし、委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で欠けた時は、委員長が選任を行う。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(委員の責務)

第6条 委員は、委員会で示された検討結果について共有を図り、適切に業務及びモニタリングが行われるよう努めなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、クリーンランド総務課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月20日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から実施する。

別 表

職務	職務上の地位・補職名
委員長	クリーンランド事務局長
副委員長	クリーンランド事務局次長（事務担当）
委員	上記以外の課長級以上の職にあるもの